



2020 年度秋学期 自習キャレル・ロッカー特別利用 募集要項〔継続・新規〕

本要項は、2020 年度後半期に、来年の司法試験突破を目指す法務専修生が、自習用キャレルとロッカーの貸与を受けるためのものです。

- 対象： 2020 年度 法務専修生
※秋学期からの出願中の者を含む
※次年度の司法試験受験資格がない者は対象外
- 利用場所： **3F 自習室（公務研究科、教職研究科と共有）**
※新型コロナウイルス感染症対策のため、専修生は 3F のみ利用可
- 利用期間： 2020 年 10 月 1 日(木) ～ 2021 年 3 月 31 日(水)
※2020 年度春学期の利用申請をされていた場合は 9 月 23 日(水)より利用可
※感染状況によっては利用を制限する場合があります。予めご了承ください。
- 利用料： 2020 年度秋学期はコロナ禍に対する経済支援として利用料は徴収しません。
※2020 年度の春学期分の利用料は返還します。詳細は修了生 LET・HP に掲載
- 申込期間： 2020 年 9 月 10 日(木) – 2020 年 9 月 22 日(火)
- 申込資格：**継続利用者** 次の①～③の全てを満たすこと
 - ① 2020 年度第 1 期「自習キャレル特別利用」登録者であること
 - ② 2020 年度法務専修生であること
 - ③ 2021 年度司法試験に出願すること**新規利用者** 次の①～②の両方満たすこと
 - ① 2020 年度秋学期法務専修生に出願済みであること
 - ② 2021 年度司法試験に出願すること

1. 申請方法

こちらの URL よりお申し込みください。

<https://program-service.ritsumeai.ac.jp/public/seminar/view/7459>

2. 指定キャレル番号発表日・移動日

継続利用者	ロッカーの変更はありませんが、キャレルの割当を変更します
新規利用者	新たにキャレル・ロッカーを割り当てます

【発表日】2020年9月23日(水)17:00 LETにて掲載

【移動日】一斉移動日は設けません。2020年9月27日(日)までに移動を完了させてください。
28日(月)以降荷物が残っていた場合は、事務室で撤去しますので、ご注意ください。

3. キャレルの交換・未利用席への移動について

【キャレルの交換】

事務室にて配布の「キャレル交換誓約書」を法務専修生双方が提出した場合は可能です。

【未利用席への移動】

新型コロナウイルス感染症対策のため、利用座席を制限しています。原則、未利用席への移動は受け付けません。

4. ロッカーの利用

継続利用者	現在利用しているロッカー番号を継続利用してください。
新規利用者	座席発表と同時にロッカー番号を割当てます。

5. 司法試験 受験番号・成績の報告<誓約書承諾事項>

朱雀エクステンションセンターへの報告が義務となります。必ず報告してください。

◆令和2年(2020年) 司法試験 成績 (短答・論文・総合) ※到着次第

◆令和3年(2021年) 司法試験 試験地/受験番号 ※到着次第

6. 注意事項

(1) キャレル・ロッカーの申込みについて

現在のキャレルを3月末まで利用できるのは、2020年度秋学期キャレル許可者のみです。
申込みをされない方は、10月以降キャレルを利用できません。放置荷物は撤去します。

(2) キャレルの指定について

新型コロナウイルス感染症対策のため、法務専修生は3階のみ利用可とし、未利用席への移動も原則受け付けません。ただしキャレルの交換については認めています。「キャレル交換誓約書」を事務室にご提出ください。

(3) 利用可能時間・曜日

6:00~0:30 毎日(土日祝、お盆、年末年始も利用可能)

9月23日(水)より利用再開します(2020年度春学期利用者のみ)。新規利用者は10月1日(木)から利用開始となります。

(4) 放置された荷物、キャレルの範囲を超えて置かれた荷物について

予告無く撤去し、3ヶ月経過した時点で処分します。また在校生もキャレル移動を行うため、必ず期日までに荷物を移動させてください。28日(月)以降も放置された荷物については予告なく撤去し、3ヶ月経過した時点で処分します。

(6) 空きキャレル・空きロッカーの無断利用禁止

未利用のキャレルの勝手な利用は厳禁です。自分の座席を勝手に他人に貸し出す行為も禁止されています。

(7) 椅子・袖机の場所移動禁止

全てのキャレル・椅子・袖机は場所が登録されており、年に一度点検をしています。

(8) 自習室は飲食禁止

自習室および教室は、原則として飲食禁止です。例外として、キャップのついた飲料・飴・チョコレート、眠気覚ましガムのみです。自習室横に給湯室がありますが、臭いが出る調理は避けてください。

(9) その他

書籍・荷物は自キャレル内に置き、通路等にはみ出すなど他人に迷惑が掛かるような行為は慎んでください。

以上

<p>自習室のルールを守られない場合、誓約書の「4. 著しく不適切な利用実態と認められた場合、特別利用を中止されても異議申立てしません。」という条項に従い、利用中止を命ずることがあります。</p>
--